

加入資格 東京都費の小・中学校に勤務する教職員（退職者を含みます）なら誰でも加入できます。

申込方法 このパンフレットに挟んでいる加入申込書にてお申し込みください。すでにご加入の方は、特にお申し出がなければ自動継続になります。

※再任用、再雇用・非常勤教員の方は別途の申込み方法になります。

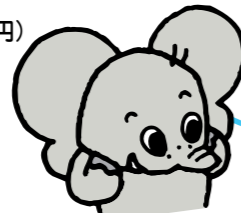
都教組自転車保険 新規加入申込書セット

加入申込人

総合共済

好評募集中です。全教・都教組共済の各種制度

- 結婚したとき** お祝い金 **10,000円**
- 出産したとき** お祝い金 **5,000円** (さらに+5,000円)
※+5,000円の給付対象は、2008年2月以降の出産より
- 結婚記念日に** お祝い金 **20,000円**
満15年、満25年、満35年のいずれか1回
- 独身の方に** **クリスタル給付** **20,000円**
※加入期間10年以上かつ40歳以上の独身で、慶事祝金を受けたことのない方



毎月募集
毎月15日締切り、翌月1日より加入
月々**600円**で、お祝い給付が**いっぱい**
退職時には**掛金全額戻ります!**
(掛金払込期間1年以上)

- ◆火災や自然災害にも
- ◆お悔やみごとにも ◆病気やケガの療養にも

教職員と家族の生活をしっかりガード 示談代行付 マスト くらしの安心保険MUSTⅢ

▼こんなとき役立ちます



団体割引
30%
大好評の実績
補償期間=2010年1月1日
~2011年1月1日



保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、お支払いする保険金の内容など、保険内容の詳細につきましては専用パンフレットをご用意しておりますので指定代理店にお問い合わせください。

あわせて加入されると、公私ともに安心です。

安心してのびのびと教育活動を続けるために、 あなたに贈る 教職員賠償責任保険

- 支払い限度額 2億円で充実補償
 - 安心の弁護士体制
- 団体割引 **20%**
年間掛金(保険料) **5,900円**
補償期間=2010年4月1日
~2011年4月1日

補償項目	補償内容(概要)	保険金額
損害賠償金	人格権侵害外 教職員本人が公務中の行為に起因して、他人に支払うべき賠償金	2億円
損害賠償金	人格権侵害 公務中の名誉毀損、秘密漏洩に起因する責任を負ったときに、教職員本人が支払うべき賠償金、争訟費用	1,000万円
初期対応・争訟対応費用	公務中の事故につき、教職員本人が裁判になる以前に弁護士などに依頼する費用など	300万円
対人見舞金	教職員本人が公務中に対人事故を起こし、その人がケガを負ったり、死亡した場合の慣習として支出するお見舞金	被害者1名につき 死亡以外 3万円 死亡時 50万円

先行行為補償特約 請求期間延長特約

保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、お支払いする保険金の内容等、保険内容の詳細につきましては専用パンフレットをご用意しておりますので指定代理店にお問い合わせください。

都教組自転車保険の新規用の加入申込書が入っています。
この機会にぜひご加入ください。

加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ一枚目の都教組共済提出用を職場ごとの返信用封筒に入れてご返送ください。

- 加入資格…東京都費の小・中学校に勤務する教職員（退職者を含みます）
 - 募集期間…2010年8月25日～2010年10月1日
 - 補償期間…2010年12月1日午後4時～2011年12月1日午後4時
- ※再任用、再雇用・非常勤教員の方はこの加入申込書ではなく、別途の申込み方法になります。都教組共済係までお問い合わせください。

年間掛金**4,180円**
で家族全員の自転車
事故を補償します。

すでに**12,000人**
以上の教職員が
加入されています。



団体割引**30%**適用

適用については中面をご覧ください。

制度運営先
東京都教職員組合・都教組共済係
〒102-0084 千代田区二番町12-1 エデュカス東京4F
TEL/03-3234-8132(専用) ○受付時間/午前10:00~午後5:30
引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社

指定代理店: **桜保険事務所**
〒188-0011 西東京市田無町3-2-17
TEL/042-467-4152 FAX/042-461-0366
受付時間/平日・土曜 午前9:00~午後6:00

東京都教職員組合・都教組共済係

〒102-0084 千代田区二番町12-1 エデュカス東京4F TEL/03-3234-8132(専用) ○受付時間/午前10:00~午後5:30

引受保険会社:日本興亜損害保険株式会社



自転車事故から教職員と家族を守って23年

自転車保険 は元気な 家族の必需品

年間掛金4,180円で
自転車による
賠償責任も補償

おケガの補償はもちろん、他人にご迷惑をおかけした場合も安心です。

保険金請求は
かんたんです

傷害事故のときは10万円以下の保険金なら診断書原則不要。

「冬の味覚」を
抽選でプレゼント!!

自転車保険の「新規加入申込書」を締切日までにご返送いただいた職場に、「冬の味覚」を抽選でプレゼントします。(20分会) まだ、加入されていない方はぜひこの機会にご加入ください。

被保険者▶

ご本人・配偶者

その他のご家族

▼補償内容

補償金額(保険金額)	ご本人・配偶者	その他のご家族
入院(1日あたり)	6,000円	5,000円
通院(1日あたり)	3,000円	3,000円
死亡・後遺障害	1,000万円	500万円
賠償責任	5,000万円 限度	

※被保険者ご本人は原則として教職員本人とします。特に定められる場合は都教組共済までお問い合わせください。

その他のご家族とは

ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)です。

この保険での自転車とは

ペダルまたはハンドル・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の三輪以上の車を除きます)およびその付属品をいう。補助動力付自転車(例:ヤマハパス・ナショナルビビなど)を含みます。

※お支払いいただく掛金のうち、3,880円は保険料として日本興亜損保へ、300円は制度維持費として東京都教職員組合に支払います。

重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」)を入れてあります。ご加入手続き前に必ずお読みください。

《個人情報の取扱いについて》 「都教組自転車保険」は、日本興亜損害保険(株)を引受保険会社とする「自転車総合保険」を利用して実施しています。日本興亜損害保険(株)は、「都教組自転車保険」が円滑かつ適正に運営されるために加入者の個人情報を利用し、ご加入者の個人情報について注意喚起情報の「個人情報の取扱いに関する説明事項」に記載のとおり取り扱います。また、この「都教組自転車保険」はあくまでも都教組が責任をもって導入したものです。都教組としては、都教組共済で実施している各種制度のご案内以外にご加入者の個人情報を利用することはありませんので安心してご加入ください。



事故にあわれたときは…

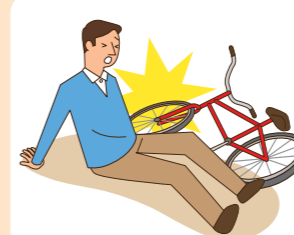
事故にあわれたときは、ただちに指定代理店・桜保険事務所へお知らせください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。事故のご通知をいただいた場合には、桜保険事務所または日本興亜損保より保険金請求(保険金請求に関してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。賠償事故の場合、事故の処理・示談などにつき必ず桜保険事務所にご相談ください。示談は事前に日本興亜損保の承認が必要です。あらかじめご相談をいただかずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。なお、保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

▼こんなときに保険金をお支払いします。(詳細は添付の契約概要をご覧ください)

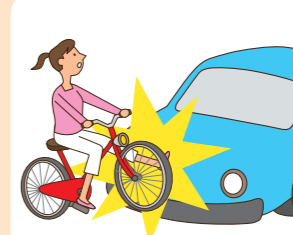
日本国内において自転車に乗っている間、歩いているときに自転車にぶつけられた事故によるケガ。



自転車同士がぶつかった



自転車で転倒した



自転車で走行中、自動車にはねられる



歩行中、自転車にぶつけられた

ケガの補償

●お支払いする保険金の内容

- 死亡保険金*** ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に不幸にして亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- 後遺障害保険金*** ケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合には、その程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3~100%までお支払いします。
- 入院保険金** ケガのため、入院されたときは、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- 通院保険金** ケガのため、医師の治療を受けたときは、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数(往診日数を含む)に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。
注)いかなる場合でも事故発生日からその日を含めて180日を限度とします。

※死亡保険金、後遺障害保険金については、ご契約期間を通じ合計してご契約金額(死亡・後遺障害保険金額)が限度となります。

通院保険金のご注意、既往症がある場合のお支払いなどについては添付の契約概要をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な例

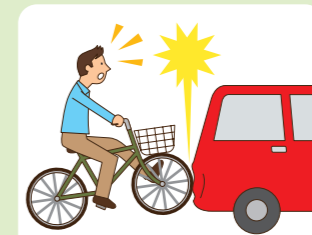
- 〈ケガに対する補償の場合〉
- 故意または重大な過失によるケガ
 - 自殺行為、闘争行為または犯罪行為
 - 道路外での競技、興行中(練習中を含む)のケガ
 - 地震、噴火、津波、戦争、暴動などによるケガ
 - むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど

賠償責任の補償

日本国内で自転車の所有・使用・管理に原因があつて他人をケガさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負われたとき、下記の保険金をお支払いします。



自転車で歩行者にケガをさせた



自転車で走行中、停車している自動車ぶつかりキズを付けた



自転車同士でぶつかって、相手にケガをさせた

●お支払いする保険金の内容

- 被害者に対して支払う損害賠償金(治療費、ケガに対する慰謝料、修繕費など)
- 裁判費用、弁護士費用
- 応急手当の費用、護送費用など

賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。

保険金をお支払いできない主な例

- 業務遂行に直接起因する事故
- 故意で起こした事故
- 他人から借りた物、預かった物の損壊についての損害賠償責任
- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 地震、噴火、津波、戦争、暴動による事故など

※保険料はMUSTⅢとの合計ご加入者数が10,000名以上の場合の団体割引30%を適用しています。募集の結果、加入者数が10,000名を下回る場合は、ご契約金額が変更になります。その場合は、ご加入された方々に別途にご案内させていただきます。